

市政記者各位

こども未来局子育て支援部こども発達支援課

障がい児支援関連事業の委託料等にかかる消費税の取扱いについて

令和5年7月、「市町村が行う障害者相談支援事業における税務上の取扱いについて、誤認している自治体がある」との報道を受けて、令和5年10月にこども家庭庁及び厚生労働省より、障害者相談支援事業等は社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象であると通知されました。

消費税の課税範囲が明確となり、本市においても、課税事業である下記の事業を非課税事業として取り扱っていたことが判明しました。

※社会福祉法に基づく社会福祉事業は、消費税法の規定により非課税とされている。

記

1 該当事業

事業名	受託法人又は指定管理者
福岡市立心身障がい福祉センター管理運営業務	福岡市社会福祉事業団
福岡市立東部療育センター管理運営業務	
福岡市立西部療育センター管理運営業務	
発達障がい者支援センター運営事業業務	

2 影響額(概算)

本来負担すべき消費税相当額(平成30年度～令和5年度分) 約2億1,800万円

3 今後の対応

今後できる限り早急に影響額を確定し、補正予算案を議会に諮る予定です。

4 再発防止策

消費税の非課税となる特例等に該当する事業である場合は、関係法令を確認の上、関係書類に法令の根拠を明記するなど、確認を徹底いたします。

【問い合わせ】

こども未来局こども発達支援課 氷室 TEL:092-711-4174

FAX:092-733-5883